

マンションADRの 手続きの流れは……

ご相談はお電話にて、
平日10:00～12:00・13:00～16:30
03-5839-2841

日本マンション管理士会連合会内
マンション紛争解決センターまで

紛争当事者が納得の上、
手続きに入ります。
あくまでも両者の合意が必要です。

場合によっては
弁護士などの専門家も活用し、
3回程度の両者同席による話し合いで
解決を図ります。

合意が成立したら文書を作成し、
確認していただきます。

マンション紛争解決センターのアクセス [日本マンション管理士会連合会事務所内]



JRご利用の場合

JR神田駅下車東口出口を左折～最初の大通りを右折
～昭和通りを横断後ひとつ目の路地を右折した右手

都営新宿線ご利用の場合

都営新宿線岩本町駅5番出口を左折～最初の路地を左折
～ひとつ目の路地を右折した右手

「困ったな～」と思ったら、気軽にお電話ください。

TEL.03-5839-2841



一般社団法人 日本マンション管理士会連合会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8 神田Nビル5階
TEL.03-5839-2841 FAX.03-5825-4085
<http://www.nikkanren.org/>

法務省認証

マンションADRの ご案内

マンション内で
お困りのごことはございませんか？



マンション紛争解決センター®

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会
認証紛争解決事業者



認証番号：第 157 号

こんなトラブルに お困りではありませんか?

毎日毎日犬がうるさくて!
少しはしつけをしてほしい。
でもお年寄りだし、
厳しく言うのは可哀想……



○○さんからの管理費の
入金が遅れている。家庭の事情も
あるみたいだけど……



解決にはマンションADR[®]を ご利用ください。

裁判とどこが違うのですか?

マンションADRでは、紛争当事者による話し合いで問題解決を目指しています。当事者の対話を促進することで、速やかに円満な解決へ導きます。



どこで実施するのですか?

マンション紛争解決センター内でもできますが、当事者の合意による任意の場所も指定できます。



調停者は誰が務めるのですか?

(一社)日本マンション管理士会連合会登録のマンション管理士で、特に認められたADR実施者が調停役となります。



周囲には知られたくないのですが……

ご安心ください。当事者以外に知られることはございません。

私たちマンション管理士は、マンション問題の解決のスペシャリストです。

私たちマンション管理士は……

マンション管理組合のコンサルタントとして、国に認められている唯一の国家資格者です。



日ごろからマンション管理の適正化推進のために、マンションに係わるトラブル解決に努めています。



全国組織である日本マンション管理士会連合会に登録されたマンション管理士として日々研鑽に励んでいます。



★マンションADRは、トラブル解決のお手伝いをする法務省認証を受けた手続きです。ぜひ、お気軽にご利用ください。



ADRの費用概算（平成30年8月現在）

申込者	応諾者	
申込金	30,000円	
応諾予定者がADRに応じない或は申込者が第1回期日開始前に申込を取り下げた場合、申込金の半額から振込手数料を差し引いた金額が返金されます。		
マンションADR (1回毎)	5,000円	5,000円
合意成立費用		10,000円

その他費用

- センター以外の場所で実施する場合の費用として

交通費	実費
宿泊費用(1名)	15,000円

書類閲覧・コピー

閲覧	500円
コピー(カラー)	50円/1枚
コピー(モノクロ)	20円/1枚

※当センターへ振込みの場合の振込手数料及び当センターから振り込む場合の振込手数料は申込者又は応諾者のご負担です。

※上記金額には消費税は含まれておりませんので請求の際は消費税を含め請求させていただきます。

※費用の詳細は申し込み事または応諾時に重要事項の説明の際にご確認ください。